

# 沖縄に係る関税制度上の特例措置

令和 3 年 1 1 月 2 9 日  
関税・外国為替等審議会  
関税分科会  
財務省関税局

# 沖縄に係る関税制度上の特例措置（特定免税店制度）

## 現行制度

- 特定免税店制度(平成10年導入)は、沖縄振興特別措置法（以下「沖振法」という。）に基づき、関税暫定措置法に、具体的内容及び適用期限が定められており、2年間の適用期限が本年度末に到来。
- 沖縄の市中又は空港の免税店において、沖縄から本土への出域旅客向けに販売される物品（外国貨物）について、20万円の範囲内で関税を免除。
- 旅客は免税店の店舗内で免税品を購入し、空港等で引渡し（インターネットでの事前購入は不可）。



## 検討

- 内閣府及び経済産業省からの要望は、制度の適用期限の2年延長及びインターネットでの免税品の事前購入を可能とすること（購入物品の引渡しについては、空港等で行う現行制度を維持）。
- 本制度は、その創設以降、沖縄の観光振興・雇用促進に一定の効果。
- インターネットでの販売形態が普及する中、本制度において、現行の空港等での購入物品の引渡しを維持した上で、インターネットでの免税品の事前購入を可能とすれば、観光旅客の利便性向上が期待。  
（参考）成田・羽田空港内の免税店では、インターネットでの事前購入が可能（購入物品の引取りは空港内）。

## 改正の方向性

- 特定免税店制度は、沖振法に基づく税制上の特例措置の一環であること等に鑑み、同法に係る来年度以降の法的措置が講じられることを前提に、適用期限を2年延長する。
- また、観光旅客の利便性向上を図るため、空港等で購入物品の引渡しを行うとの現行制度を維持した上で、インターネットでの免税品の事前購入を可能とする。

# 沖縄に係る関税制度上の特例措置（選択課税制度等）

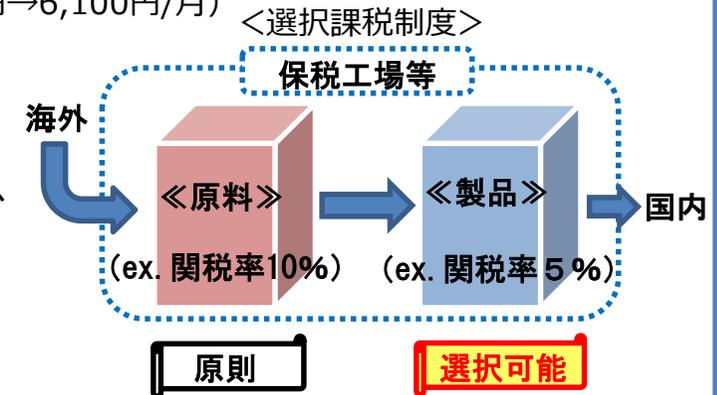
## 現行制度

- 選択課税制度（平成10年導入）は、沖振法に基づき、関税暫定措置法に、具体的内容及び適用期限が定められており、1年間の適用期限が本年度末に到来。
- 国際物流拠点産業集積地域（以下「物流地域」という。）の保税工場等において、外国貨物を原料として製造される製品について、原料課税か製品課税かを輸入者が選択できる制度。
- このほか、沖振法に基づき、税関関係手数料令において、物流地域における保税蔵置場等に係る許可手数料を1/2に軽減。

（参考）物流地域内の平均的な入居面積（保税蔵置場）：約630㎡（12,200円→6,100円/月）

## 検討

- 内閣府及び経済産業省からの要望は、選択課税制度及び保税蔵置場等許可手数料の軽減に係る適用期限の3年延長のほか、物流地域の一部（うるま・沖縄地区）が拡大される場合、拡大地域においてもこれらの制度の適用を認めること。
- 選択課税制度は物流地域における企業誘致等の観点から一つの魅力となっており、今後、制度の利用が見込まれている。
- 物流地域の一部が拡大される場合、選択課税制度や許可手数料の軽減を活用することができれば、今後、物流地域における更なる産業の集積が期待される。



## 改正の方向性

- 選択課税制度及び保税蔵置場等に係る許可手数料の軽減は、沖振法に基づく物流地域の税制上の特例措置の一環であること等に鑑み、同法に係る来年度以降の法的措置が講じられることを前提に、適用期限を3年延長するほか、物流地域の一部（うるま・沖縄地区）が拡大される場合、拡大地域においてもこれらの制度の適用を認める。